新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した 共創コミュニティ推進事業補助金 【令和7年度 申請の手引き】

1. 事業概要

共創コミュニティ(2.補助対象者を参照)が実施する地域課題の解決や地域の活性化に向けた取り組みを支援するため、寄附者が応援したい事業を指定できる「クラウドファンディング型ふるさと納税」制度を活用して集めた寄附金を、補助金として交付します。

この申請の手引きのほか、新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共 創コミュニティ推進事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)をご確認ください。

問合わせ先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 政策企画部 政策監グループ 共創コミュニティ推進事業担当

(電話) 025-226-2154

(E-mail) seisakukikaku@city.niigata.lg.jp

2. 補助対象者

- ①共創コミュニティ(※) 又は、
- ②共創コミュニティ(※)に所属する者を中心に組織された団体で

下記の(1)~(7) に掲げる全ての要件を満たす者

※共創コミュニティ一覧

令和5年度「地域で活躍する多様な人材ネットワーク化事業」または令和6年度「共創コミュニティ推進事業」による支援を受けた団体

団体名	所在区
松浜エリアリノベーション実行委員会	北区
海辺の森ボランティア制度運営委員会	北区
新潟市東区オープンファクトリー実行委員会	東区
ハマベリング!!!ネットワーク	中央区
江南区商農福連携	江南区
横越地区活性化まちづくり実行委員会	江南区
江南区青年5団体連絡会議	江南区
「タイトル未定」実行委員会	秋葉区
味方・月潟メディアコンテンツベース	南区
Meetup!NiigataWEST2040	西区
にしかん未来BASE	西蒲区

- (1) 市内に主たる活動拠点を有すること。
- (2) 市内に在住、在勤又は在学する者を構成員として2人以上有すること。
- (3) 組織の運営に関する定款や会則等を備えていること。 (総会や役員会など、組織運

営の意思決定の仕組みが規定されていること。)

- (4) 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。
- (5) 新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、それら全ての市税が完納していること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
- (7)暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの(以下、「暴力団等」という。)でないこと。

3. 補助対象事業

以下の(1)~(9) に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1) 地域課題の解決又は地域の活性化を目的とした事業であること。
- (2) 市内外の人々から広く共感を得られる事業であること。
- (3) 原則、市内において実施し、主たる効果が市内で生じる公益的な事業であること。
- (4) 特定の個人又は団体の利益となる事業でないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動、選挙活動又は営利活動を目的とした事業でないこと。
- (6) 当該団体内の親睦やレクリエーションを目的とした事業でないこと。
- (7) 本市から業務委託を受けている事業でないこと。
- (8) 当該事業が、本市、他の公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けていないこと。
- (9) 上記内容のほか、市長が適切でないと認める事業でないこと。

4. 補助率・補助上限額

補助率	補助対象経費の10分の10以内
補助上限額	寄附額の100分の86(※)(上限200万円)

※ ふるさと納税ポータルサイトの利用手数料等事務手続きに要する費用を差し引いた額 を補助金として交付する。

その他、寄附額のうち補助金として交付されなかった残額は、共創コミュニティ推進 事業をはじめとした新潟市の各種施策に係る事業費に充てるものとする。

5. 補助対象経費

補助対象事業の実施に直接必要な経費であり、以下に掲げるもの

経費区分	内容 (例)
人件費	事業実施に際して臨時的に雇用する人員等への賃金など
報償費	講師や外部専門家等への謝礼など
委託料	イベント等の警備、会場設営に係る経費など
旅費	事業従事者の交通費、講師等の交通費・宿泊費など
備品購入費、消耗品費	物品等の購入費
印刷製本費	チラシ・パンフレット印刷費、会議資料コピー代など
郵便料等	郵便代、通信費、運送料など
保険料	イベント保険掛金など
使用料、賃借料	イベント等の開催会場の使用料金、機器や物品の借上費など
工事請負費	事業実施に直接必要な工事に係る経費
その他	上記以外で、事業実施に直接必要であると市長が認める経費

6. 補助対象外経費

以下の経費は補助対象外とする。

- ・補助対象事業の実施に関わらない団体の経常的な運営に要する経費(人件費、事務所 費、光熱水費など、本事業に係る部分と明確に区分できない場合は、それらの経費全額 が補助対象外)
- ・団体の飲食や親睦会費
- ・団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- ・参加した地域住民の交流や親睦的なことのみを目的とした食糧費
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの取得に係る経費
 - 例) 車両・パソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフ オン及びデジタル複合機等

(ただし、補助対象事業のみに使用することが明らかなものは除く)

- ・建物の賃貸借における敷金及び礼金
- ・新潟市が団体に賦課する税金
- ・交付対象団体が事業者である場合は、消費税及び地方消費税
- ・補助対象事業期間外に発生した経費
- ・その他市長が補助対象として不適当と認める経費

※補助対象経費になるかどうか疑義がある場合は、新潟市に事前相談をお願いします。

7. スケジュール

内容	実施主体	期日
募集開始	新潟市	令和7年6月20日(金)
事業認定申請書の提出期限	事業実施団体	令和7年7月11日(金)
選定委員会による審査	新潟市	令和7年7月22日(火)午前
事業のプレゼンテーション	事業実施団体	場所:市役所本館 ※時間は別途連絡
選定結果の通知	新潟市	審査後速やかに
寄附金の募集準備(※1)	事業実施団体	
※ふるさと納税ポータルサイトに募集ページ作成。	(新潟市)	令和7年7月下旬~8月上旬
ポータルサイト運営事業者による伴走支援あり。	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
寄附金の募集(※1)	事業実施団体	
※ふるさと納税ポータルサイトで募集。	令和7年8月中旬~9月下	
事業実施団体は積極的な広報活動を行うこと。		
補助金交付申請書の提出期限(※2)	事業実施団体	寄附金の募集終了後2週間以内
補助金交付決定通知	新潟市	審査後速やかに
事業実施(※3)	事業実施団体	交付決定日~令和8年3月
		事業完了後1か月以内 又は
事業実績報告書の提出期限	事業実施団体	令和8年3月31日のいずれか早
		い日まで

- ※1 認定を受けた事業ごとに寄附金の募集ページを作成し、寄附を募集します。
- ※2 補助金の交付金額は集まった寄附額により変動するため、<u>目標額の交付が保証されるものではありません。</u>
- ※3 寄附者の意向を尊重し、**目標通りの寄附が集まらなかった場合でも、原則として事業を実施していただきます。**目標額に至らなかった場合の対応方法(自己資金の充当や、事業規模の縮小等)を検討したうえでご活用ください。

8. 事業認定申請書の提出について

本事業を活用し、資金の調達(寄附金の募集)を行おうとする団体は、市長の認定を受ける必要があります。

各提出書類をPDFデータで、下記の提出先メールアドレス宛に提出してください。

<提出先>

新潟市 政策企画部 政策監グループ 共創コミュニティ推進事業担当

(E-mail) seisakukikaku@city.niigata.lg.jp

(電子メールを受領しましたら、受領した旨を新潟市から返信いたします。1日経っても返信がない場合は、上記の問い合わせ先までお電話をお願いします。なお、土曜日、日曜日に提出いただいた場合、返信は月曜日となります。)

事業認定申請書提出期限 令和7年7月11日(金)

認定申請に係る提出書類

- (1) 事業認定申請書(様式第1号)
- (2) 団体概要書(別紙1)
- (3) 事業実施計画書(別紙2)
- (4) 事業収支計画書(別紙3)
- (5) 定款または会則等
- (6) 誓約書(別紙4)
- (7) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(別紙5)
- (8) その他必要に応じて任意の事業説明資料
- ※新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、納税証明書(新潟市制度用)を添付すること。
- ※その他にも審査に必要となる書類の提出を求める場合があります。

9. プレゼンテーション審査について

事業認定団体を選定するために、選定委員会を開催します。選定委員会では、事業認定申請書の書類審査に加え、プレゼンテーション審査を実施します。

プレゼンテーション審査日

令和7年7月22日(火)午前 ※時間等詳細は各申請団体へ別途ご連絡します。

会場:新潟市役所本館 3階 対策室3

プレゼンテーション審査の留意点

- ①プレゼンテーションの出席者は、最大3名までとする。
- ②プレゼンテーション審査の時間は、1団体あたり20分程度(説明12分以内、質疑8分以内)を予定している。
- ③評価項目は下記の表のとおりとする。
- ④審査については、新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュ

ニティ推進事業補助金選定委員会が、評価項目に基づき採点し、総合的に審査する。 ⑤各委員の配点の平均点が60点未満の提案は、不採択となる。

評価項目

評価項目	評価内容	配点
地域課題認識	・地域課題が明確であるか 30	
	・事業の対象者と、対象者が抱える課題が明確であるか	30
有効性	・地域課題解決に対し、事業内容は効果的か	
	・事業実施によって対象者や地域社会に起こる変化が、	30
	具体的に想定されているか	
共感性	・市内外の人々から広く共感を得られる内容か	
	・どのような人が事業に共感し寄附してくれるかを明確	20
	に想定できているか	20
	・寄附を集めるための広報手段が効果的か	
実現可能性	・実施人員・体制が整っているか	
	・事業スケジュールが現実的であるか	
	・事業内容に対し、事業収支計画が適切か	20
	・寄附額が目標額に至らない場合の対応が、適切に計画	
	されているか	

9. 選定結果の通知

選定委員会による選定結果は、「事業認定(不認定)通知書」により通知します。なお、選定内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けません。

10. 寄附金の募集について

事業認定通知を受けた事業認定団体は、新潟市が契約するふるさと納税ポータルサイトで、 募集期間・目標金額を定めて寄附金を募集します。

ポータルサイト	ふるさと納税 For Good	
募集期間	事業認定団体と相談のうえ決定	
寄附目標額	目標額を上限に募集(目標額に達した時点で募集を終了)	
	<目標額の設定について>	
	交付申請予定額×100/86(1万円未満切り上げ)を目標額とする。	
	上限:233万円 下限:30万円	

(1) 寄附金の募集準備

- ①事業認定団体は、新潟市が契約するふるさと納税ポータルサイトの運営事業者の支援 を受けながら、ポータルサイトに寄附金の募集ページを作成する。
- ②募集期間等を決定後、寄附金募集開始。

※ポータルサイトへの掲載は、寄附が必ず集まることを確約するものではありません。

(2) 寄附の受付

寄附の受付は、各団体の事業ごとに、ふるさと納税ポータルサイトを経由して、新潟市が行います。

(3)情報発信

寄附の募集期間中は、新たな支援者の増加や、目標額達成を目指し、各団体において積極的に広報活動等情報発信を行ってください。

- (4) 募集期間内に目標額を達成した場合及び達成しなかった場合の取り扱いについて
 - ①目標額を達成した場合

目標額を達成した時点で、寄附の受付を終了します。

②目標額を達成できなかった場合

次のiからiiiのいずれかで事業を実施していただきます。

- i 不足額に当該団体の自己資金を充て、当初の計画通り事業を実施する
- ii 事業の本質を変えない範囲で当初の計画から縮小して実施する
- iii 不足額に当該団体の自己資金を充て、かつ事業の本質を変えない範囲で当初の計画 から縮小して実施する。
- ※寄附者の意向を尊重し、目標どおりの寄附が集まらなかった場合でも、原則として事業を実施していただきます。 **辞退は真にやむを得ない事情があるとき以外はできません**。
- ※縮小した計画により事業の本質が変わると判断した場合や、実施を辞退した場合、寄 附金を交付しません。

(5) 寄附者への返礼品等について

事業に共感した方から寄附をいただくものであり、できる限り多くの額を事業実施団体にお渡しするため、新潟市からの返礼品は用意していません。

なお、事業実施団体から寄附者への返礼品(物品や役務など、寄附したことへの特別なメリットとして提供する経済的価値のあるもの)の提供は、ふるさと納税制度に抵触するため、原則禁止となります。(お礼状や活動実績報告書などの送付は問題ありません。) ただし、本来の寄附の趣旨実現のためには、寄附者と各団体が継続的につながることが

重要です。ふるさと納税ポータルサイトの寄附募集ページへの団体の連絡先掲載などにより、直接寄附者と連絡をとっていただき、お礼状や活動実績報告書等の送付など、継続的なつながり作りにつとめてください。

11. 補助金交付申請書の提出について

寄附金として集まった額の86%が団体へ交付されます。

各提出書類を PDF データで、下記の提出先メールアドレス宛に提出してください。

<提出先>

新潟市 政策企画部 政策監グループ 共創コミュニティ推進事業担当

(E-mail) seisakukikaku@city.niigata.lg.jp

(電子メールを受領しましたら、受領した旨を新潟市から返信いたします。1日経っても返信がない場合は、上記の問い合わせ先までお電話をお願いします。なお、土曜日、日曜日に提出いただいた場合、返信は月曜日となります。)

補助金交付申請書提出期限 寄附金の募集終了後、原則2週間以内

交付申請に係る提出書類

- (1)補助金交付申請書(様式第6号)
- (2) 事業実施計画書・交付申請用 (別紙6)
- (3) 事業収支計画書・交付申請用 (別紙7)
- ※その他にも審査に必要となる書類の提出を求める場合があります。

12. 補助金交付決定通知

提出された交付申請書を審査し、「補助金交付(不交付)決定通知書」により通知します。 なお、<u>交付決定前の事業着手は認めません</u>のでご注意ください。

<補助金の概算払いについて>

補助金は原則として、事業について完了・精算し、市に必要な書類を添えて報告した後、 全額を交付します。ただし、事業の交付決定後において、必要に応じて概算払いすること ができます。概算払いを必要とする場合は、「概算払申請書(様式第14号)」を提出して いただき、審査のうえ、決定します。

なお、事業完了後、「事業実績報告書」の確認を行い、確定した補助金額よりも概算払いにより交付済の金額が多い場合は、その差額を返還していただきます。

13. 事業変更・中止承認申請

交付決定を受けた事業の内容を変更、またはやむを得ない事情により中止する場合は、事業変更・中止承認申請書(様式第9号)を提出し、新潟市から承認を得る必要があります。 ただし、変更前の事業の達成に何ら支障のない軽微な変更については申請の必要はありません。変更または中止しようとする時は、必ず事前に新潟市へご相談ください。

14. 事業実績報告書の提出について

事業が完了した日の翌日から1か月以内又は、令和8年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告をしていただきます。

各提出書類を、下記の提出先へ、**郵送で1部提出**してください。

<提出先>

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市 政策企画部 政策監グループ 共創コミュニティ推進事業担当宛

実績報告に係る提出書類

- (1) 事業実績報告書(様式第12号)
- (2) 事業実施報告書(別紙8)
- (3) 事業収支報告書(別紙9)
- (4) 補助対象経費の支出が確認できるもの (領収書等)
- (5) 補助対象事業の活動状況が確認できるもの(写真、パンフレット、チラシ等)
- (6) 口座振替申込書(別紙10)
- ※その他にも審査に必要となる書類の提出を求める場合があります。

<注意>

事業実施団体が支出したことが確認できるもの(領収書等)がない場合、補助金の対象経費に含めることができなくなりますのでご注意ください。

15. 補助金額の確定・補助金の支払い

提出された実績報告書の内容を審査し、「補助金確定通知書」により確定額を通知します。 補助金額確定後、申請いただいた口座へ補助金を振り込みます。

なお、既に補助金を概算払いしている場合において、**確定した補助金額よりも概算払い** により交付済の金額が多い場合は、その差額を返還していただきます。

16. その他注意事項

(1) 事業認定の取消し

事業認定を受けた団体が以下のいずれかに該当するときは、事業の認定を取り消す場合があります。

- ①要綱の規定又はその他法令等に違反したことが判明したとき。
- ②虚偽の申請その他不正の行為により事業の認定を受けたとき。
- ③上記のほか、市長が事業の認定を取り消す必要があると認めたとき。

(2) 交付決定の取消し

交付決定を受けた団体が以下のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消す場合があります。なお、補助金交付後に交付決定を取り消した場合、交付した補助金を返還していただきます。

- ①要綱の規定又はその他法令等に違反したことが判明したとき。
- ②補助金の交付対象決定及び交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- ③補助金をその目的以外の目的に使用したとき。
- ④虚偽の申請その他不正の行為により、寄附金の募集及び交付金の交付を受けたとき。 事業の認定を受けたとき。
- ⑤暴力団等に該当するとき。
- ⑥暴力団等の利益になるとき。
- ⑦上記のほか、市長が補助金を交付する必要がないと認めたとき。

(3) 財産処分の制限

補助対象事業により取得した価格が1点10万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の備品などを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第17号)を市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければなりません。(承認を受けて当該財産を処分した場合において、収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。)

財産処分についての詳細は、要綱を確認いただくほか、疑義がある場合は新潟市へお 問い合わせください。

(4) 現地調査等

疑義等が生じた場合は、必要に応じて現地調査等を行う場合があります。

(5) 寄附活用実績の公表

補助金の活用実績、事業実施状況等を広く情報発信しなければなりません。

(6) 個人情報の保護

事業を行う上で知りえた個人情報については、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものとし、定められた目的以外に使用してはならず、事業期間中及び事業終了後においても、第三者に当該個人情報を洩らしてはいけません。

(7) 経理執行上の留意事項、帳簿類の保管

補助対象事業をほかの事業と明確に区分して経理しなければいけません。 また、補助対象事業の収入及び支出を明らかにした帳簿および証拠書類を整備し、 事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間は保管しなければなりません。

(8)情報公開

補助金の申請、補助金の交付及び実績報告に関する書類は、新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、法令等で公開できないとされているもの以外については、一般の閲覧に供するものとし、概要等を公表するものとします。